

自立支援医療（更生医療）のご案内

更生医療とは

身体障害者手帳を持っている18歳以上の方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

よって、一定所得未満の方は医療費の公費負担を受けることができます。自己負担は原則1割ですが、所得水準に応じて負担上限額の設定があります。

対象となる障害と医療の範囲（例）

1. 視覚障害・・・水晶体摘出手術、網膜乖離手術等
2. 聴覚障害・・・穿孔閉鎖術等
3. 言語障害・・・形成術、薬物・暗示療法による療法等
4. 肢体不自由・・・人工関節置換術、切断端形成術等
5. 内部障害・・・人工透析（じん臓機能障害）、中心静脈栄養法（小腸機能障害）、ペースメーカー埋込み術、心臓移植後の抗免疫療法（心臓機能障害）、肝臓移植後の抗免疫療法（肝臓機能障害）、抗HIV療法（HIVによる免疫機能障害）等

申請の流れ

市の窓口で申請 → 宮城県リハビリテーション支援センターへ判定依頼
→ 判定結果送付 → 受給者証の交付

※申請から交付されるまでの期間は1ヶ月半から2ヶ月です。内容によって異なります。

申請に必要なもの

- ・ 自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書
 - ・ 身体障害者手帳
 - ・ 印鑑（朱肉を使って押すもの）
 - ・ 健康保険証
 - ・ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書など、個人番号が記載されている書類
 - ・ 指定医療機関の医師の診断書（意見書）
 - ・ 世帯に属するものの課税証明書（ただし、市区町村民税等調査同意書の提出がある場合は必要ありません。多賀城市に税情報がない方は当該年度の課税証明書が必要です。）
 - ・ 障害年金等を受給している場合は、振り込み通知書等
- ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

お問い合わせ先

多賀城市保健福祉部社会福祉課障害福祉係

電話 022-368-1141 内線 166

FAX 022-368-1747